

2 米トレーサビリティ制度の普及活動

「中国四国農政局 米トレーサビリティ・フォーラム」の開催

中国四国農政局は平成 25 年（2013 年）2 月 21 日、岡山第 2 合同庁舎において、米トレーサビリティ制度の認知度向上のために「中国四国農政局 米トレーサビリティ・フォーラム」を開催し、消費者、米穀流通事業者を中心に 160 名を超える参加がありました。

最初に、財団法人食の安全・安心財団の中村事務局長が「食の安全・安心と米トレーサビリティ制度」について基調講演を行い、続いて、高校生による米トレーサビリティ制度の普及活動の取組紹介、最後に、「どのようにすれば米トレーサビリティ制度が浸透していくのか」について、パネルディスカッションが行われました。

高校生による米トレーサビリティ制度の普及活動

岡山南高校と津山商業高校の生徒達が、中国四国農政局（流通監視課）から米トレーサビリティ制度認知度向上委員会特別委員に任命され、自らの発案により、米トレーサビリティ制度の普及活動に取り組みました。

岡山南高校は、米トレーサビリティ制度が消費者により身近な制度となるよう「トレッサーパンダのビリティくん」というキャラクターの創出に取り組みました。ビリティくんは、ミニリーフレットや卓上ポップに印刷され、中国四国地区の小売店や外食店に設置され、無料配布や広報に使われています。

津山商業高校は、米トレーサビリティ制度の認知状況を調査することに着眼し、制度普及用の「のぼり」を作成し、販売実習の場でリーフレットを配布するとともに、アンケート調査を実施しました。このアンケート結果を分析することにより、今後の普及活動について、リーフレット配布時の工夫等の改善方策の提案がされました。

こうした制度普及に多大なる貢献をした両校の取組に対して、中国四国農政局長から「感謝状」が授与されました。



トレッサーパンダの
ビリティくん



取組発表をする津山商業高校の生徒



取組発表をする岡山南高校の生徒

3 鳥獣被害防止活動を契機とした地域づくり（島根県美郷町）

地域ぐるみでイノシシの捕獲から資源化まで取組、地域を活性化

1 地域の概要

美郷町は島根県中央部に位置し、町内を縦断するように中国地方最長の江の川が流れ、川の浸食で形成された急峻で起伏に富んだ地形となっており、農地や住宅地は限られた区域に集中しています。

総土地面積は283 km²で、その約9割は山林で占められ、少子高齢化と過疎化という山間地共通の問題を抱えています。

鳥獣被害は、イノシシとニホンザルによる水稻被害を主として、野菜、果樹、養蜂等でも被害が発生しており、収穫直前の農作物への被害は、農業所得の低下に加えて精神的なダメージを与え、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加等の要因になっていました。



2 地域ぐるみでイノシシの捕獲活動へ発展

美郷町では、平成7年（1995年）頃からイノシシによる獣害問題が深刻化しました。農家は、捕獲に関して町や駆除班（猟友会）への依存が強い状況で、駆除班は狩猟資源の保存という意識が優先されて夏場のイノシシ捕獲が進まず、被害対策の確立には至らない状況でした。

そこで、平成11年（1999年）から町担当者が、駆除班員（猟友会会員）や農家と話し合いを重ね、住民の合意形成がなされ、農家や自治会関係者の狩猟免許の取得が促進されたことで、農家等が参加する新たな駆除班体制が構築されました。

このことで、狩猟と捕獲（駆除）の区分が明確となって夏場の捕獲が促進されるとともに、猟友会支部の領域を超えた捕獲体制になって、町、猟友会、農家の3者の間の依存体質も解消し、地域ぐるみの自主的なイノシシの被害対策へと大きく進展しました。

3 捕獲したイノシシの資源化

捕獲したイノシシの資源化を行うに当たり、年間200頭程度捕獲された個体の集積化と夏イノシシでも出荷を可能にする適切な放血処理方法の採用により肉質の均一化を図るため、平成16年（2004年）5月に『おおち山くじら生産者組合』が設立されました。この生産者組合が主体になって、捕獲現場からイノシシ食肉処理施設への生体搬送、食肉処理及び出荷までを行っています。食肉処理施設への生体搬送は、イノシシ肉の資源化の推進のみならず、高齢化の進んだ駆除班員の労力軽減にも繋がり、現在、捕獲頭数の8割が食肉処理施設に搬入されています。

その後、イノシシ肉を『おおち山くじら』ブランド（平成17年（2005年）にシンボルマークを商標登録）として出荷しています。また、食肉加工グループ等に原材料として提供し、シューマイやコロッケなどに加工され、町内のスーパー等で販売され

ています。平成 23 年度（2011 年度）からは、地元女性がイノシシ皮革をハンドメイドで製品化し、町内の観光施設で販売されています。

このような取組が進む中、農家、猟友会、女性グループ及び非農家等の地域住民が横断的に参加することによって、獣害対策が地域活性化のきっかけとなっています。

更に、『おおち山くじら』は、それに関わる人にとっては生涯学習の場になるとともに、地域の農業、産業、食育、福祉、教育及び観光面の活性化に、重要な役割を果たしています。

『おおち山くじら』に取り組む方々は、「イノシシの被害対策は、行政からの押しつけや他人頼みではだめ。自らが楽しんで取り組み、無理せず身の丈にあった活動が長続きのこつ。」と話されています。



囲いワナで捕獲されたイノシシの生体搬送の様子。



獣害対策実習農場と交流の場である「青空サロン畑」。



「おおち山くじら」のイノシシ肉。



イノシシ肉を利用したシュウマイ。



イノシシの皮革商品「名刺入れ」。



「青空サロン市場」。直売所であるとともに、婦人会会員の交流の場であり、鳥獣被害対策の情報発信基地。



美郷町産業祭で振る舞われたイノシシ肉と地元産野菜の「地産地消大鍋」。



小学校の食農授業で有害鳥獣講座。



「おおち山くじら」のシンボルマーク（春）。四季折々のシンボルマークがある。（登録商標登録第 4906334 号平成 17 年（2005 年）11 月 4 日（美郷町））

4 人と農地の問題を解決するための「人・農地プラン」の取組

1 中国四国農政局管内の人・農地プランの取組状況

農業生産を行っている担い手の高齢化、後継者不足や耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を抱えている集落、地域が多く存在しています。このため、国は、人と農地の問題を解決するため、地域農業のこれからをみんなで話し合って決める「人・農地プラン」の作成を農政の主要施策の一つとして、平成24年度から推進しています。

中国四国農政局管内では、管内の202市町村のうち、195市町村で人・農地プランを作成する予定となっています。平成25年3月末時点では、人・農地プランを1地区以上作成した市町村は、170市町村で、ほぼ全ての市町村において作成されました。

作成されたプランにおいては、地域の中心経営体を誰にするかは決めたものの、どの農地を中心経営体に集積していくか等については、今後、地域の話し合いを重ねる中で、段階的にステップアップしていくこととしています。

一方、人・農地プランの作成、ステップアップが進まない要因としては、①市町村のマンパワーが不足している、②プランを取りまとめる地域のリーダーがいない、③農業者が集まる機会が無く話し合いの場がない、などが現場の声として挙がっています。

管内の人・農地プランの作成状況

H25.3末時点

県名	市町村数				作成地区数
		うちプラン作成予定数	H25.3末作成済み	H25.3末作成率	H25.3末作成済み地区数
鳥取県	19	19	18	95%	34
島根県	19	19	19	100%	75
岡山県	27	27	27	100%	106
広島県	23	20	16	80%	121
山口県	19	17	17	100%	143
徳島県	24	24	11	46%	34
香川県	17	15	15	100%	134
愛媛県	20	20	20	100%	101
高知県	34	34	27	79%	94
計	202	195	170	87%	842

2 人・農地プランの取組の先進事例（東広島市）

東広島市では、人・農地プラン作成を推進するにあたっての課題として、①重点的に取り組んできた集落営農の法人化の設立ペースの鈍化、②地域のリーダーや実情等の把握不足、③プラン作成の希望が多く出た場合の市の支援体制などがありました。

そこで、東広島市は、プランの作成範囲を農家の身近な単位の農区（730）ではなく86の大字単位としました。その上で、①農区長を「人・農地プランのとりまとめ役」、②農業委員（42人）を「農区と行政のパイプ役」に位置づけ、希望するすべての地域がプラン作成に取り組めるようにしました。

なかでも推進に当たり重要な鍵となる農業委員に対しては、プランに関する勉強会を開催するとともに、プラン作成までの手順等を整理した手引書を作成しました。

また、きめ細やかに各地域の話し合いを支援するため、①県、JAと連携し支援する体制を構築するだけでなく、②市の単独予算で「担い手支援員（非常勤職員）」を2名（市とJAのOB）雇用するとともに、③市内の先進的な集落法人の代表者等にアドバイザーとして協力していただく体制を構築することにしました。

このような取組により、平成25年3月末時点で、30地区で人・農地プランの話し合いが行われ、12地区で人・農地プランを作成しています。また、鈍化傾向にあった集落営農法人の設立も、新たに3法人が設立され、75haの農地が担い手に集積されました。さらに、プランが作成できた地域の影響を受け、近隣で新たにプランを作成する動きが出てきています。



東広島市の座談会の様子

3 管内市町村への普及・啓発のための取組

中国四国農政局では人・農地プラン作成を推進するため、

- ① 人・農地プラン情報提供システム（管内の県、市町村、JA等関係者約1千名に対して、ダイレクトにメールを送る中国四国農政局独自の情報提供システム）を構築し、管内の取組状況やプラン作成の先進事例などの情報を定期的に提供
- ② 平成24年12月4日香川県において、「人・農地プランと地域農業の在り方について」をテーマに「一日農政局 in 香川」を開催し、市町村職員のマンパワー不足を補うため、農地を将来も守るため、作成された人・農地プランをステップアップするためには、どうしたら良いか等について、市町村、普及センター、JA、農業会議、地域リーダーと局長等農政局幹部との意見交換を実施
- ③ 人・農地プラン作成を推進するために独自に工夫した取組を行っている管内市町の事例を取りまとめ、課題を抱えている市町村に紹介し、課題解決に向けた意見交換（市町村に対してフォローアップ活動）を実施

するなどの取組を行っています。



「一日農政局 in 香川」の様子

5 農林水産物・食品の輸出

官民協働による高知県北川村の「ユズ」輸出の取組

1 日本初、「青果ユズ」を欧州に輸出

高知県のユズの生産量は年間約1万t、全国シェアの約50%を占める日本最大の産地です。近年、果汁やユズコショウ等のユズ加工品を中心にEUや東南アジア向けに輸出を伸ばしています。高知県では、その強みを生かし国内はもとより海外への販路開拓・販路拡大を官民協働で取り組んでいます。

その始まりは、平成23年（2011年）6月、フランス・パリのミシュラン2つ星レストラン「サンドランス」で、熊谷喜八氏（県観光特使：シェフ）の協力を得てフランスの有名シェフやパティシエ、ジャーナリスト等150名を招待した「ユズ賞味会」を開催しました。高知県産ユズの果汁や加工品を使った料理を提供して、多くの参加者の好評を得るとともに、青果入手への強い要請を受けました。

しかし、平成23年（2011年）時の青果ユズは、EU諸国へ輸出する植物検疫上の手続きが確立していなかったため、輸出が出来ませんでした。そこで高知県では官民が連携した輸出条件の整備に向けて取組を始め、国の協力も得て平成24年（2012年）2月末にEU諸国への青果ユズ輸出の植物検疫上の諸条件が整備されました。

これに基づき、主産地である高知県北川村の園地が平成24年（2012年）3月23日付けでEU加盟国向け生産園地及び出荷施設として我が国で最初の登録を受けました。JA土佐あきの指導の下、登録園地においてEU残留農薬基準への対応を行うなど輸出に向けた準備を進め、日本で初めてのEU諸国への青果ユズの輸出は、10月3日高知県北川村から成田空港へ出荷され、10月7日成田空港からフランスへ空輸されました。

2 青果ユズの現状と今後の課題

この青果ユズは、平成24年（2012年）10月21～25日までフランス・パリで開催した世界最大規模の国際食品見本市「SIAL（シアル）2012」の高知県ブースに出展され、多くのバイヤーから引き合いがありました。食品見本市での反応が良く、また、収量も多かったことから、11月上旬から本格的な輸出をはじめ、年内の輸出量を予定していた約3tから2倍の約6tへと大幅に増加しました。

フランスへ輸出した青果ユズは、強い引き合いがあり全て予約販売の予定でしたが、本格的に初めて青果として輸出されたこともあり、第1回目のフランスの検疫審査では、通常、数日で行われる通関手続きが遅れ、2週間以上もかかり、フランスに輸出された青果ユズ3.1tのうち青果ユズとして流通できたものは、1.5tに留まりました。青果ユズとして流通できなかった1.6tについては、フランス国内で冷凍処理されピューレとして販売されました。こうした事態にも柔軟に対応し、後発の青果ユズ2.5tについては日本国内で冷凍処理して輸出し、おおむね計画量を輸出することが出来ました。今後は課題であるフランスの通関手続きの期間短縮への働きかけを行い「青果ゆず」のさらなる輸出拡大を目指しているところです。

6 耕作放棄地の再生

耕作放棄地の再生利用

1 耕作放棄地の再生目標

国は、「食料・農業・農村基本計画」（H22.3.30 閣議決定）において、平成 32 年度（2020 年度）において我が国の農地面積 461 万 ha を確保するため、農業上重要な地域を中心として荒廃した農地（いわゆる耕作放棄地）約 12 万 ha を再生することとし、「農用地等の確保等に関する基本指針」（H22.6.11 公表）において、農振農用地区域内の農用地における荒廃した農地の再生の目標を 10 万 ha としており、中国四国農政局管内においても農振農用地区域内の 1 万 2 千 ha の耕作放棄地を再生することを目標にしています。

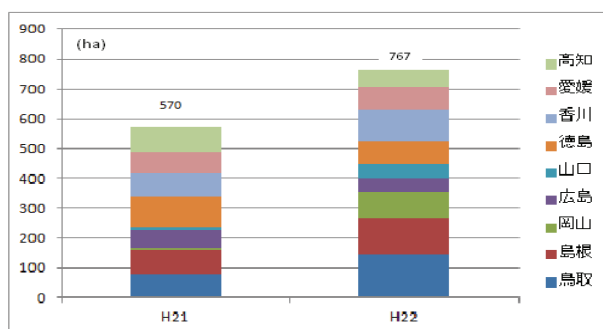
中国四国管内の耕作放棄地の面積は、調査を開始した平成 20 年度（2008 年度）に 1 万 1,298ha あったものが、平成 22 年度（2010 年度）には 1 万 2,334ha となり、2 年間で 9%増加しています。平成 21 年度（2009 年度）の全国市町村アンケートによれば耕作放棄地の発生要因は、「高齢化・労働力不足」が最も大きく、「農作物価格の低迷」、「地域に引き受け手がいない」等によるとされています。

2 耕作放棄地の再生に向けた取組

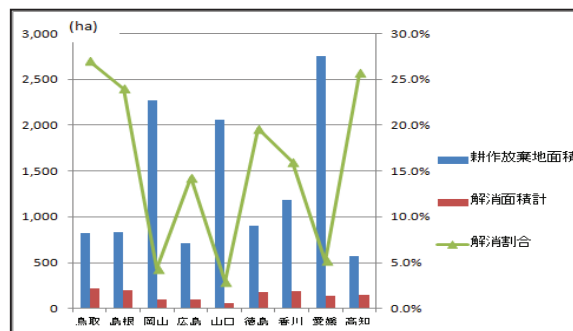
中国四国農政局では、農地の有効利用の促進と地域の活性化を図る観点から、農政局次長をチーフに局内関係課で構成する「耕作放棄地解消対策等プロジェクトチーム」を設置（H17.3.11）し、耕作放棄地解消の取組についての各種支援を行うこととしています。平成 24 年度（2012 年度）では、管内の 21 市町村を重点支援市町村として選定し、市町村に直接出向いて耕作放棄地解消対策マニュアルや解消取組事例に関する情報提供をはじめ、平成 21 年度（2009 年度）に創設された耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用等について積極的に働き掛けを行っています。

平成 21 年度（2009 年度）の管内における耕作放棄地の全体面積は 1 万 2,111ha ですが、平成 21 年度（2009 年度）から平成 22 年度（2010 年度）までの 2 年間で耕作放棄地 1,337ha（H21：570ha、H22：767ha）が再生されており、全体面積の 11%を占めています。

耕作放棄地の年度別再生面積



耕作放棄地面積（H21）と解消状況（H21～22）



資料：農林水産省農村振興局「荒廃農地に関する調査の結果」

このうち、荒廃農地の再生による作付利用を図る取組に国からの助成金を交付する耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、平成 21 年度（2009 年度）から平成 24 年度（2012 年度）の 4 年間で管内 530ha（H21：156ha、H22：149ha、H23：117ha、H24：108ha）の荒廃農地が再生されています。

管内 202 市町村のうち、交付金を活用して耕作放棄地の再生に取り組んでいる市町村は、平成 24 年度（2012 年度）で 81 市町村（全体の 40%）であり、平成 21 年度（2009 年度）の 74 市町村（全体の 37%）に比べてやや増加しています。これまで耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用していない農用地区域内に耕作放棄地がある市町村が 60 程度あることから、当交付金の活用促進に向けた更なる働き掛けが必要です。

3 耕作放棄地の解消取組に対する表彰制度

平成 20 年度（2008 年度）から全国農業会議所と全国農業新聞の共催で耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業が行われており、平成 24 年度（2012 年度）の第 4 回表彰では、鳥取県西部地域の耕作放棄地を平成 15 年（2003 年）から平成 23 年（2011 年）までに 89ha 解消し、大根を中心として野菜の栽培から加工・販売まで一貫して行う有限会社岡野農場が農林水産大臣賞を受賞されました。

岡野農場は、海岸に近い境港市、米子市、大山山麓の江府町、大山町ほか広範囲の農地で標高差を生かした大根の周年栽培を実施しています。経営面積は、平成 24 年度（2012 年度）で 3 市 7 町村の約 180ha で、今後も経営規模の拡大が計画されています。



大根の栽培状況（倉吉市）



大根の栽培状況（琴浦町）

4 今後の取組について

農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源であり、我が国の食料自給率の向上を図るためにも荒廃した農地を再生利用する取組を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

中国四国農政局では、引き続き、耕作放棄地解消対策等プロジェクトチームのもと、関係各課が連携して、地域が抱える課題や解消に向けた取組等について、県協議会・市町村協議会と連携し、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用等による耕作放棄地の再生・利用に取り組んでいくこととしています。

